3　損益計算書関係

⑴　臨時損失

固定資産売却損　36,301,847円

主に常磐自動車道の土地売却に伴う売却損であります。

⑵　臨時利益

固定資産売却益　4,629,200円

主に常磐自動車道の土地売却に伴う売却益であります。

4　キャッシュ・フロー計算書関係

⑴　キャッシュ・フロー計算書の資金の期末残高の貸借対照表科目の内訳

現金預金	118,746,465,330円
定期預金	△　85,000,000,000円
資金期末残高	33,746,465,330円

⑵　重要な非資金取引の内容

当期において、各高速道路会社から承継した資産及び負債の主な内訳は次のとおりです。

また、資産の承継に伴い費用処理した額は、169,147,981,754円となっております。

承継により引継いだ資産・負債		寄附により引継いだ資産	
固定資産	1,194,836,873,173円	固定資産	3,964,629,485円
資産合計	1,194,836,873,173円	資産合計	3,964,629,485円
流動負債	113,407,156,033円		
固定負債	1,384,484,762,522円		
負債合計	1,497,891,918,555円		

5　有価証券関係

該当はありません。

6　減損会計関係

該当はありません。

7　重要な債務負担行為

該当はありません。

8　重要な後発事象

該当はありません。

9　固有の表示科目の内容

⑴　施行法第15条による積立金

機構が日本道路公団、首都高速道路公団、阪神高速道路公団及び本州四国連絡橋公団から承継した資産の価額から負債及び純資産の合計額を差し引いた額です。

⑵　道路資産取得関連費用

①　道路建設人件費償却費

道路建設時に要した各高速道路会社の一般管理費の人件費のうち、当該道路資産に配賦された部分で、道路資産の引受時に費用処理するものです。

②　道路建設経費償却費

道路建設時に要した各高速道路会社の一般管理費の経費のうち、当該道路資産に配賦された部分で、道路資産の引受時に費用処理するものです。

③　道路建設金利償却費

道路建設時に要した各高速道路会社における土地及び償却資産に係る建設中の金利のうち、当該道路資産に配賦された部分で、土地及び償却資産（高速自動車国道に係る部分）について、道路資産の引受時に費用処理するものです。

10　金融商品関係

⑴　金融商品の状況に関する事項

機構の金融商品は、負債である債券及び借入金（以下「債券等」といいます。）が大宗であり、日本道路公団等から承継した債券等並びに機構が借換えのために発行した債券等及び各高速道路会社から引き受けた債券等であります。

道路資産貸付料等未収入金は、協定に基づく各高速道路会社からの貸付料であり確実な収入と見込まれます。

債券等のうち、機構設立時に承継した債券等及び各高速道路会社から引き受けた債券等は、いずれも法律に基づいて保有しており、また、機構が借換えのために発行した債券等は、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成16年法律第100号。以下「機構法」といいます。）第22条により国土交通大臣の認可を受けております。また、債券等の返済の計画についても、機構法第24条により毎年度国土交通大臣の認可を受けております。

⑵　金融商品の時価等に関する事項

期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

また、現金は注記を省略しており、預金、道路資産貸付料等未収入金、未収入金及び未払金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時　価	差　額
①　機構債	(17,620,105)	(15,118,972)	(△2,501,132)
②　長期借入金	(6,021,135)	(3,597,548)	(△2,423,586)
③　長期未払金	(143,575)	(107,902)	(△35,672)

(注)　・負債に計上されているものは、(　) で示しております。

・１年以内償還予定機構債は、「①　機構債」に含めております。

・１年以内返済予定長期借入金は、「②　長期借入金」に含めております。

・未払金のうち東京湾横断道路の引継ぎに係る割賦元金53,575百万円は、「③　長期未払金」に含めております。

⑶　金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル２の時価：観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

（単位：百万円）

区　分	時　価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合　計
①　機構債	—	15,118,972	—	15,118,972
②　長期借入金	—	3,597,548	—	3,597,548
③　長期未払金	—	107,902	—	107,902
負　債　計	—	18,824,422	—	18,824,422